

苫小牧市木造住宅耐震改修等補助金交付事業要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、苫小牧市耐震改修促進計画に基づき、市内の木造住宅の耐震診断、耐震設計又は耐震改修工事（以下「耐震改修等」という。）を行う者に対し、その費用の一部を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 耐震診断 次のいずれかに該当する木造住宅の地震に対する安全性を評価する診断をいう。

ア 一般財団法人日本建築防災協会が定める「木造住宅の耐震診断と補強方法」による一般診断法

イ アに掲げる方法と同等以上に安全性を評価できると市長が認める診断法

(2) 耐震設計 次のいずれかに該当する木造住宅の地震に対する設計をいう。

ア 一般財団法人日本建築防災協会が定める「木造住宅の耐震診断と補強方法」による設計

イ 上部構造評点が1.0以上となる設計

ウ アに掲げる方法と同等以上の安全性を確認できる市長が認める設計

(3) 耐震診断員 耐震診断及び耐震設計を行う者で建築士（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する者をいう。）の資格を有し、市内に事業所、支店又は営業所を置く建築士事務所（同法第23条第1項に規定する建築士事務所をいう。）に所属している者をいう。

(4) 耐震改修工事 別表第3に定める対象工事をいう。

(5) 工事施工者 次に掲げる耐震改修工事を行う者をいう。

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に基づく国土交通大臣又は北海道知事の許可を受けている者

イ 市内に事業所、支店又は営業所を置く法人

(6) 耐震改修等補助金 木造住宅の耐震診断補助金、耐震設計補助金及び耐震改修補助金をいう。

ア 耐震診断補助金 木造住宅の耐震診断を行う住宅の所有者に交付する補助金をいう。

イ 耐震設計補助金 木造住宅の耐震設計を行う住宅の所有者に交付する補助金をいう。

ウ 耐震改修補助金 木造住宅の耐震改修工事を行う住宅の所有者に交付する補助金をいう。

(対象住宅、対象者及び対象経費)

第3条 耐震診断補助金の対象住宅、対象者及び対象経費は、別表第1のとおりとする。

2 耐震設計補助金の対象住宅、対象者及び対象経費は、別表第2のとおりとする。

3 耐震改修補助金の対象住宅、対象者及び対象経費は、別表第3のとおりとする。

(補助額)

第4条 耐震診断補助金の額は、前条第1項に規定する対象経費の3分の2の額とする。ただし、耐震診断補助金の上限は10万円とする。

2 耐震設計補助金の額は、前条第2項に規定する対象経費の3分の2の額とする。ただし、耐震設計補助金の上限は10万円とする。

3 耐震改修補助金の額は、前条第3項に規定する対象経費の額に0.3を乗じた額以内の額とし、その額が建築物1棟につき60万円を超える場合は60万円を上限とする。

4 前3項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を補助金の額とする。

(補助金交付申請の受付期間)

第5条 耐震診断補助金、耐震設計補助金及び耐震改修補助金（以下「耐震改修等補助金」という。）の交付申請の受付期間は、令和4年4月1日から令和4年9月30日までとする。ただし、受付期間内であっても予算枠に達した場合は受付を締め切るものとする。

(耐震改修等補助金の交付申請等)

第6条 耐震診断補助金の交付を受けようとする者（以下「耐震診断補助金申請者」という。）は、苫小牧市木造住宅耐震改修等補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）及び苫小牧市木造住宅耐震診断概要書（様式第2号。以下「耐震診断概要書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認めたときは、次の各号に掲げる書類の一部を省略することができる。

- (1) 耐震診断補助金申請者の住民票
- (2) 耐震診断補助金申請者の納税証明書
- (3) 建築確認通知書の写し等の建築年次及び所有者が確認できる書類
- (4) 耐震診断に要する費用の見積書の写し
- (5) 建物の所有者の印鑑登録証明書及び建物の登記簿謄本

2 耐震設計補助金の交付を受けようとする者（以下「耐震設計補助金申請者」という。）は、申請書及び苫小牧市木造住宅耐震設計概要書（様式第3号。以下「耐震設計概要書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認めたときは、次の各号に掲げる書類の一部を省略することができる。

- (1) 耐震設計補助金申請者の住民票
- (2) 耐震設計補助金申請者の納税証明書
- (3) 建築確認通知書の写し等の建築年次及び所有者が確認できる書類
- (4) 耐震診断報告書（耐震診断員が作成したものに限る。）
- (5) 耐震設計に要する費用の見積書の写し
- (6) 建物の所有者の印鑑登録証明書及び建物の登記簿謄本

3 耐震改修補助金の交付を受けようとする者（以下「耐震改修補助金申請者」という。）は、申請書及び苫小牧市木造住宅耐震改修概要書（様式第3号。以下「耐震改修概要書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認めたときは、次の各号に掲げる書類の一部を省略することができる。

- (1) 耐震改修補助金申請者の住民票
- (2) 耐震改修補助金申請者の納税証明書
- (3) 建築確認通知書の写し等の建築年次及び所有者が確認できる書類
- (4) 耐震診断報告書（耐震診断員が作成したものに限る。）
- (5) 案内図、配置図、平面図等改修内容が確認できる書類
- (6) 苫小牧市木造住宅耐震改修計画書（様式第4号）
- (7) 補強後の想定耐震診断報告書（耐震診断員が作成したものに限る。）
- (8) 耐震改修工事に要する費用の見積書の写し
- (9) 建物の所有者の印鑑登録証明書及び建物の登記簿謄本

4 市長は、前3項の申請書を受理した後、必要に応じて現地調査等を行うことができる。

5 耐震改修等補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、前項の現地調査等に協力しなければならない。

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条第1項から第3項の規定による申請について内容を審査し、耐震改修等補助金の交付を決定したときは、苫小牧市木造住宅耐震改修等補助金交付決定通知書（様式第5号。以下「補助金交付決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

(補助事業の計画変更及び中止)

第8条 前条の交付決定の通知を受けた者(以下「補助金交付決定者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、苫小牧市木造住宅耐震改修等補助金交付変更等申請書(様式第6号)に関係書類を添えて速やかに市長に提出しなければならない。

(1) 申請書及び第6条第1項又は同条第2項に掲げる書類の記載内容に変更が生じたとき。

(2) 耐震改修等を中止したとき。

2 市長は、前項の規定による申請について内容を審査し、承認したときは、苫小牧市木造住宅耐震改修等補助金交付変更等承認通知書(様式第7号)により申請者に通知するものとする。

(完了の期限及び実績報告)

第9条 補助金交付決定者は、耐震診断概要書、耐震設計概要書又は耐震改修概要書に記載した完了年月日までに耐震改修等を完了しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めたときは、これを延期することができる。

2 補助金交付決定者は、耐震診断が完了したときは、苫小牧市木造住宅耐震改修等補助金交付実績報告書(様式第8号。以下「実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて速やかに市長に提出しなければならない。

(1) 耐震診断報告書(耐震診断員が作成したものに限る。)

(2) 耐震診断に要した費用の支払を証する領収書の写し

3 補助金交付決定者は、耐震設計が完了したときは、実績報告書に次に掲げる書類を添えて速やかに市長に提出しなければならない。

(1) 耐震設計報告書(耐震診断員が作成したものに限る。)

(2) 補助対象住宅の付近見取図、配置図、平面図(現況及び補強後)、耐震設計図及び耐震改修工事に関する仕様書。

(3) 耐震設計に要した費用の支払を証する領収書の写し

4 補助金交付決定者は、耐震改修工事が完了したときは、実績報告書に次に掲げる書類を添えて速やかに市長に提出しなければならない。

(1) 改修工事後の耐震診断報告書(耐震診断員が作成したものに限る。)

(2) 竣工図(改修内容が記載されたものに限る。)

(3) 写真(改修工事の内容が確認できるものに限る。)

(4) 耐震改修工事に要した費用の支払を証する領収書の写し

5 前3項の実績報告は、第7条第1項の規定による通知を受けた年度の1月末日までに行わなければならない。

(補助金の交付)

第10条 市長は、実績報告があったときは、速やかに耐震改修等の内容の審査を行い、申請内容と相違がないと認めたときは、補助金交付決定者に補助金を交付するものとする。

(補助決定の取消し)

第11条 市長は、補助金交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付の決定を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、補助することが不適当と認められる事実があったとき。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

耐震診断補助金

区分	要件等
対象住宅	市内の木造住宅であって、次に掲げる全ての要件を満たすもの (1) 昭和 5 6 年 5 月 3 1 日以前に着工された木造住宅であること。 (2) 戸建て住宅又は併用住宅（店舗等併用住宅で、店舗等の用途に供する部分の床面積が延べ面積の 2 分の 1 未満のもの）であること。 (3) 地上 2 階建以下の在来軸組構法であること。 (4) 過去に本事業による耐震診断に係る補助金の交付を受けたことがないこと。 (5) 建築基準法(昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号)その他関係法令に違反がないこと。
対象者	次に掲げる全ての要件を満たす者 (1) 個人であること。 (2) 対象住宅の居住者であること。 (3) 対象住宅の所有者（所有者が複数いる場合は、その代表者）であること。 (4) 市税を滞納していないこと。
対象経費	耐震診断員が行う耐震診断に要する経費（住宅部分の耐震診断に係る経費に限る。）

別表第 2（第 3 条関係）

耐震設計補助金

区分	要件等
対象住宅	市内の木造住宅であって、次に掲げる全ての要件を満たすもの (1) 昭和 5 6 年 5 月 3 1 日以前に着工された木造住宅であること。 (2) 戸建て住宅又は併用住宅（店舗等併用住宅で、店舗等の用途に供する部分の床面積が延べ面積の 2 分の 1 未満のもの）であること。 (3) 地上 2 階建以下の在来軸組構法であること。 (4) 過去に本事業による耐震設計に係る補助金の交付を受けたことがないこと。 (5) 耐震診断員が行った耐震診断の結果、上部構造評点が 1. 0 未満と診断されたもの。 (6) 建築基準法(昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号)その他関係法令に違反がないこと。
対象者	次に掲げる全ての要件を満たす者 (1) 個人であること。 (2) 対象住宅の居住者であること。 (3) 対象住宅の所有者（所有者が複数いる場合は、その代表者）であること。 (4) 市税を滞納していないこと。
対象経費	耐震診断員が行う耐震設計に要する経費（住宅部分の耐震設計に係る経費に限る。）

別表第3（第2条及び第3条関係）

耐震改修補助金

区分	要件等
対象住宅	市内の木造住宅であって、次に掲げる全ての要件を満たすもの (1) 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅であること。 (2) 戸建て住宅又は併用住宅(店舗等併用住宅で、店舗等の用途に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のもの)であること。 (3) 地上2階建以下の在来軸組構法であること。 (4) 過去に本事業による耐震改修工事に係る補助金の交付を受けたことがないこと。 (5) 耐震診断員が行った耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断されたもの。 (6) 建築基準法その他関係法令に違反がないこと。
対象工事	耐震診断で上部構造評点が1.0未満と診断された対象住宅を、上部構造評点が1.0以上となるように改修する工事をいう。
対象者	次に掲げる全ての要件を満たす者 (1) 個人であること。 (2) 対象住宅の居住者であること。 (3) 対象住宅の所有者(所有者が複数いる場合は、その代表者)であること。 (4) 市税を滞納していないこと。
対象経費	次に掲げる経費(住宅部分の耐震改修に係る経費に限る。) (1) 耐震改修工事に係る経費 (2) 現状復旧等に伴う附帯工事(解体工事並びに外装、断熱材、内装等の復旧工事及び更新工事を含む。)のうち耐震改修工事に係る経費